

## 監査委員公表 第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和6年7月25日

鹿屋市監査委員	大  蘭  純  広
同	櫛  下  俊  朗
同	原  田  靖

### 1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

### 3 監査の対象

市長公室

産業立地推進室（政策推進課）

農林商工部

農政課、林務水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

建設部

都市政策課、道路建設課、建築住宅課

### 4 監査の日程

令和6年3月25日から令和6年5月22日まで（35日間）

### 5 監査対象年度

令和5年度

### 6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

### 7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求めながら、一部現地調査を行い実施した。

## 8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

### (1) 財務監査の結果

#### ア 収入について

##### (ア) 調定について

鹿屋市会計規則第19条第1項の規定及び鹿屋市会計事務の手引書の収入事務処理手続表により、収入決定権者は、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めたときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないと規定されているが、業務委託において、契約日の時点で調定書により徴収の決定がされていない状況が見受けられた。

(農林商工部 農政課)

#### イ 支出について

##### (ア) 負担金の請求について

市長が、市長個人又はその名において代表となる法人その他団体と契約等を締結する場合において、その適正な執行を図るため、地方自治法に基づき、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任することが規則で定められているが、実行委員会等への負担金の請求について、会長から同一人である鹿屋市長へ請求が行われており、民法第108条の双方代理の禁止に抵触している状況が見受けられた。

(農林商工部 農政課、農地整備課)

#### ウ 財産について

##### (ア) 手数料の保管について

現金等の保管については、鹿屋市会計規則第7条により定められているが、手数料の保管について、現地確認により、手数料を収納したときに現金を保管する金庫が無い状況が見受けられた。

(農林商工部 林務水産課)

##### (イ) 土地の管理について

用途を廃止した行政財産の引継ぎについては、鹿屋市財産規則第7条により財政課へ移管することと定められているが、行政財産の用途廃止を行った財産が、財政課へ移管されていない状況が見受けられた。

(建設部 建築住宅課)

(2) 行政監査の結果

ア 事務管理について

(ア) 市内出張命令について

鹿屋市職員等の旅費に関する条例第4条第1項第1号、鹿屋市職員等の旅費支給規則第4条及び鹿屋市事務決裁規程第4条第1項の規定により、職員が出張する場合は、出張命令権者の発する出張命令又は出張依頼によって行わなければならないとされているが、市内出張命令（依頼）簿による決裁がされないまま出張している状況、「期間」欄に時間の記載がない状況が見受けられた。

（農林商工部 農政課、林務水産課、畜産課、農地整備課、ふるさとPR課）

9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、契約事務、財産事務及び事務管理において、事務処理における軽微な誤り等については、関係所属長に指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。